



# 長野県報

2月3日(月)  
令和2年  
(2020年)  
第77号

## 目 次

### 規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	1
学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	1

### 告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
豪雪地帯対策特別措置法に基づく市町村道の改築工事（道路管理課）	2

### 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（6件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
大規模小売店舗立地法に基づく6条第2項の規定による届出の取下げ書の提出（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	10
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	10
保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	11
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	11

## 規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第2号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第27条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条第2項において「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。  
第4条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の長の職及び氏名

(2) 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した職員の氏名

(3) 傷病名

(4) 災害発生年月日

(5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第21条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職 員 課

学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年2月3日

長野県教育委員会

### 長野県教育委員会規則第1号

学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正す

## る規則

学校医等の公務災害補償に関する規則（昭和49年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「をいう」の次に「。以下この条及び次条第2項において同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（次条第2項において「被災学校医等」という。）からその災害が公務に基づいたものである旨の申出があった場合も、同様とする。

第3条に次の1項を加える。

2 長野県教育委員会は、前条の規定による報告に係る災害が公務に基づいたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載

した書面により、被災学校医等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した学校医等の氏名
- (2) 傷病名
- (3) 災害発生年月日
- (4) 公務上の災害でないと認定した理由

第4条中「第25条」を「第26条」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課



## 長野県告示第22号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 小規模多機能型居宅介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社 和が家	和が家 間下	岡谷市山手町2-3-26	令和2年1月16日

（登録特定行為事業者 訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
日本赤十字社	諏訪赤十字ホームヘルパーステーション	諏訪市湖岸通り5-11-50	令和2年2月1日

介護支援課

## 長野県告示第23号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
村道 伊折線	北安曇郡小谷村大字中小谷字南川原内3086番6地先から北安曇郡小谷村大字中小谷字上平内2871番12地先まで	道路改良	令和2年4月1日

道路管理課